

## 国選付添事件を受任される弁護士の方へ

### 第1 約款について

国選付添人契約(一般国選付添人契約)の内容は、国選付添人の事務に関する契約約款(令和8年3月25日法務大臣認可に係るもの。以下「本約款」といいます。)によります。本約款は、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項等を定めております(総合法律支援法第36条参照)。

本約款のURLは次のとおりですのでご参照ください。

本約款は、次に法務大臣認可による変更が施行されるまでの間有効です。

<https://www.houterasu.or.jp/uploaded/attachment/7522.pdf>



### 第2 国選付添人の選任について

本約款による契約は、基本契約と位置付けることができるもので、裁判所が国選付添人契約を締結した弁護士を国選付添人に選任することによって、個別事件に関する権利義務関係が発生します。国選付添人に選任された場合、報酬額・支払期日等は、本約款の定めるところによります。

裁判所(官)により国選付添人に選任された場合には、国選付添人選任書が交付されます。

### 第3 活動終了について

#### 活動終了日とは…

- ・家裁における審理手続が終了した日 (抗告期間満了時ではありません)
- ・抗告裁判所・再抗告裁判所における審理手続が終了した日
- ・国選付添人を解任された日

\*「試験観察」に付された場合は国選付添人の選任効力は継続しますが、6か月経過後は中間払いの対象となります。

\*報酬等を請求しない場合も地方事務所に終了報告が必要です。

※ **活動終了日は、報酬の請求(報告書の提出)の始期となるため、** 特にご注意ください。

## 第4 報酬等の請求について

国選付添人としての活動が終了した場合には、**活動終了日から14営業日以内に、報告書の提出により、報酬等の請求をしていただくこと**になります。

**！！ 注 意 ！！**  
報告書の提出が遅れた場合には報酬等をお支払いできなくなることがあります

### 1. 報告書の書式、FAQについて

報告書の書式は、法テラスのHPでダウンロードできますので、最新のものを使用してくださいませようお願いします(直接入力できるPDF版の報告書書式も掲載しております。)。また、法テラスのHPの(国選「Q&A等」)に「**国選弁護報酬及び費用についての基本的な説明(FAQ)**」を掲載していますので、適宜ご参照ください。

(国選関連書式掲載ページ)

<https://www.houterasu.or.jp/site/bengoshitou-syoshiki/#kokusen-houkokushotou>



- ※ 報告書の請求項目の**チェック漏れや誤記**がないようご注意ください。請求漏れがあった場合、請求期間内に訂正されない限り、支払うことができなくなります。
- ※ **長期間**にわたる事件につきましては、疎明資料は適時に入手し、報告時まで保管をお願いします。クレジットカードの明細等、一定期間の経過により、疎明資料の取得ができなくなった場合には、報酬・費用の一部が支払えない場合があります。なお、選任から6か月を経過する等、中間払いが可能な場合もありますので、各地方事務所にご相談ください。

### 2. 報酬について

国選付添人に対する報酬及び費用は、本約款別紙として定められる「報酬及び費用の算定基準」(以下「算定基準」といいます。)に基づいて算定します。

国選付添報酬基準一覧表

(<https://www.houterasu.or.jp/uploaded/attachment/3452.pdf>)もご参照ください。算定基準の概要は次のとおりです。



#### ■ 通常報酬

審理回数を基本的な指標としつつ、検察官関与の有無、単独・合議の別等に応じて、算定します。

#### ■ 遠距離面会等加算報酬 後述の「遠距離移動」につき

25km以上 1回4000円 / 50km以上 1回8000円

#### ■ 特別加算報酬

特別案件加算、特別成果加算(非行なし不処分等、和解契約等)、環境調整加算等があります。

### 3. 費用について

#### ■ 記録謄写費用

**原則** 200枚を超える部分につき、1枚20円の定額又は40円を上限とする実費額

→ **例外** ①否認事件、②法定刑に死刑の定めのある罪に係る保護事件、③故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪に係る保護事件、④2000丁超の保護事件については、全謄写枚数が対象となります。(ただし、1枚単価白黒40円、カラー100円を上限とする実費額)

## ■ 遠距離面会等交通費・出張旅費

遠距離移動や出張の際の交通費は、通常の経路方法に基づく実費額・燃料代又は直線距離に応じた定額を支給します。

(報告書とは別の書面で、移動経路・実費額などについて報告していただくことになります。)

(航空機・有料道路・船等を利用した時は、請求の際に支払を証明する領収証等が必要になります)

(航空機は半券等の発着空港が分かる資料も必要)。なお、いずれも通常の経路と認定された場合のみ支給します。)

(鉄道のグリーン料金や、航空機のエコノミー以外の料金は支給対象外です。)

**遠距離移動** 事務所所在地を管轄する簡易裁判所から、直線距離で片道25km以上又は経路で片道50km以上の場所に面会、記録閲覧・謄写、鑑別技官との打合せ、示談交渉、非行現場確認、目撃者・証人・事件関係者との打合せ、少年保護者・親族・身元引受人・学校関係者・雇用主・補導委託先等との打合せに赴く場合

\*記録謄写の場合のみ、履行補助者(事務職員)も交通費支給対象となります(遠距離面会等加算報酬の対象にはなりません)。

**出張** 事務所所在地を管轄する簡易裁判所の管轄区域外で、かつ同簡裁から直線距離で8kmを超える場所で行われる審理その他の裁判手続期日等に出頭する場合

## ■ 審判準備費用

①診断書の作成料、②23条照会の手数料、③行政機関が発行する証明書の発行手数料、④謄写記録の引継ぎを受けるのに要した送料(原審(または前任)の付添人が、法テラスから謄写費用の支払いを受けている場合に限る)、⑤審判書謄本の交付手数料つき、総額3万円を限度として実費を支給します。

## 第5 報酬及び費用の支払について

報酬及び費用の支払については、本約款本則第20条から第22条に定めるとおりですが、その概要は次のとおりです。

### 1. 報酬及び費用の算定について

センターは、報告書が提出された場合は、提出があった日から7営業日以内に報酬及び費用を算定して、弁護士にその額及び内訳を通知します。

### 2. 不服の申立て

通知を受けた弁護士は、通知を受けた日から7営業日以内に、不服の対象となる算定項目及び理由を付して、不服の申立てをすることができます。この場合の書式は、法テラスのHPからダウンロードすることもできますし、地方事務所にも置いてあります。

### 3. 支払について

次の①又は②に定める日のいずれか早い日に指定口座に送金します。

①	②
(不服の申立てがなかったとき) ・不服の申立ての期間を経過した日が月の1日から15日までの期間内の日であるときは翌月5日 ・同期間を経過した日が月の16日から末日までの期間内の日であるときは翌月20日	報告書を提出して報酬及び費用を請求した日から起算して60日を経過する日
(不服の申立てがあったとき) ・再度算定した報酬及び費用の額並びにその内訳の通知をした日が月の1日から15日までの期間内の日であるときは翌月5日 ・当該通知の日が月の16日から末日までの期間内の日であるときは翌月20日	

### 4. 税金の取扱いについて

報酬基準の定める金額には消費税相当分が含まれています(内税方式)。

また、国選付添人に支払われる報酬・費用(通訳費用・交通費・謄写費用を含む)は、全体として源泉徴収の対象として取り扱われます。